

青森県報

第三百二十三号

令和三年
六月十八日
(金曜日)

目次

告示

- 生活保護法による指定施術者の施術所の所在地変更の届出 (健康福祉政策課) …… 一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出 (障害福祉課) …… 一
- 林業労働力確保支援センターの指定 (林政課) …… 二

公告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出 (商工政策課) …… 二
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村整備課) …… 三
- 県営土地改良事業計画の変更の決定 (同) …… 三
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (三八地域民局) …… 四

公営企業

- 青森県公営企業職員公舎規程を廃止する規程 (整備企画課) …… 四
- 青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程 (同) …… 五
- 青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程 (同) …… 五

告

示

青森県告示第四百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
	岩間 賢志			いわま鍼灸整骨院	弘前市大字大町一丁目三の三	平成三〇・七・二
					弘前市大字駅前二丁目五の五	

青森県告示第四百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和三年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
裕 有限会社大	青森市富田一丁目一七の六	就労継続支援A型	チヨコ・ドーナツ弘前	令和 三・七・三
			弘前市大字清水三丁目一の一四	

青森県告示第四百四十号

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第十一条第一項の規定により、次の法人を林業労働力確保支援センターとして指定したので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和三年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称

公益社団法人青森県林業会議

二 住所

青森市松原一丁目一六の二五

三 事務所の所在地

青森市松原一丁目一六の二五

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

令和三年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ニトリ十和田店

十和田市元町西一丁目六の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ニトリ

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二の三九

代表取締役 似鳥昭雄

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ニトリ

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二の三九
代表取締役 似鳥昭雄

四 大規模小売店舗の新設をする日
令和四年一月二十九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、六一一平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

五三台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

一三台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

四〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

三三立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社ニトリ

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時四十五分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

令和三年五月二十八日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

令和三年六月十八日から同年十月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年十月十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、屏風山一期地区の県営土地改良事業(農業水利施設保全合理化事業(長寿防災型)(更新型))計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内

に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和三年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年六月二十一日から同年七月十六日まで

三 縦覧の場所

つがる市役所

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、五戸東地区の県営土地改良事業(中山間地域総合整備事業(農業用排水施設整備))計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として(知事が被告の代表者となる。)、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和三年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年六月二十一日から同年七月十六日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年六月十八日

三八地域県民局長 船水 浩 人

区役員の別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	石塚 正義	三戸郡南部町大字斗賀字下斗賀三	令和三年五月二日就任
〃	佐々木 一雄	大字相内字下在所二六	〃
〃	石橋 薫	大字上名久井字在家八の	〃
〃	高森 隆源	大字下名久井字在家三二	〃
〃	梅内 勝治	大字斗賀字上斗賀四八	〃
〃	佐藤 昭男	大字高瀬字宮野六六	〃
〃	荒谷 光男	大字平字相前九	〃
〃	佐々木松太郎	大字虎渡字西山三八の一	〃
〃	久保 利樹	大字下名久井字助川七の	〃
〃	板垣 泰庸	大字剣吉字堰合一七の九	〃
〃	四戸 武彦	大字高瀬字宮野七二の一	〃

理事	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
〃	佐々木 平八	大字虎渡字虎渡二一	〃
〃	立花 國彦	大字斗賀字中道三の一	〃
〃	奥瀬 修一	〃 字下斗賀一七	令和三年五月二〇日退任
〃	佐々木 康友	大字虎渡字虎渡三二	〃
〃	桃沢 隆	大字下名久井字台所屋敷	〃
〃	高森 隆源	〃 字在家三二	〃
〃	石塚 正義	大字斗賀字下斗賀三	〃
〃	工藤 忠治	大字下名久井字宗前二六	〃
〃	佐藤 昭男	大字高瀬字宮野六六	〃
〃	荒谷 光男	大字平字相前九	〃
〃	佐々木 一雄	大字相内字下在所二六	〃
〃	佐々木 平八	大字虎渡字虎渡二一	〃
〃	板垣 泰庸	大字剣吉字堰合一七の九	〃
〃	四戸 寿郎	大字上名久井字中町四六	〃
〃	四戸 武彦	大字高瀬字宮野七二の一	〃

公 営 企 業

青森県公営企業職員公舎規程を廃止する規程をここに公布する。

令和三年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第一号

青森県公営企業職員公舎規程を廃止する規程

青森県公営企業職員公舎規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第七号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第二号

青森県公営企業の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県公営企業の組織等に関する規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第五中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第三号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の(3)の表中

1	土地	事業用敷地及び公舎敷地、運動場等、土地の取得に要した費用、費（建物、又は構築物、整理費、又は構築料、整理費、又は構築料に直接関係のあるもの
---	----	---

2	建物	事務所用地 施設用地 その他土地 公舎用建物	（。）及び測量費の合計額 庁舎用地等もつばら事務所の ために用いる土地 施設のために用いる土地（施 設に付属する事務所の用地を 含む。） 事務所、作業場、倉庫、車庫 のほか、公舎そのな設備、収 束、改造等の費用及び地費を 含む。つばら事務所の用に供され ている建物
---	----	---------------------------------	--

1	土地	事務所用地 施設用地 その他土地 事務所用建物	事業用敷地及び運動場の地 取得に要した費用、費（建 物、又は構築物に直接関係 の合計額を除く。）及び測量 の庁舎用地に用いる土地（施 設に付属する事務所の用地を 含む。） 事務所、作業場、倉庫、車庫 その他設備、照明、通風等 のなす設備、買収建物、改 造等の費用及び地費を含む。 つばら事務所の用に供され ている建物
---	----	----------------------------------	--

に改める。
附 則
この規程は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円